

工事費執行(変更)概要書		教育長	教育部長	次長	課長	課長補佐	課員	審査員	設計者										
執行年度	工事名	R1葦穂小学校防水改修工事																	
元 年度	工事場所	石岡市小屋1054番地																	
設計(変更)概要		施工方法	請 負 ・ 委 託																
R1葦穂小学校防水改修工事		原契約年月日	令和 元 年 月 日																
1 準備・撤去工事		工 期	令和 元 年 月 日から 令和 2 年 1 月 31 日まで 日間																
シート防水解体撤去										196.4 m ²									
2 防水改修工事		請 負 人																	
塗膜防水改修(平面)										152.2 m ²									
塗膜防水改修(立ち上り)										44.2 m ²									
		費 目	起 工	第 回変更	第 回変更	増 減 (△)													
		起 工 額	円	円	円	円													
		請負に付する額	円	円	円	円													
		工 事 価 格	円	円	円	円													
		消費税 相当額	円	円	円	円													
		請 負 決 定 額	円	円	円	円													
変更理由		<p>変更工事価格算定基準: 変更工事価格 = 変更積算工事価格 × $\frac{\text{起工時の請負決定額}}{\text{起工時の委託に付する額}}$ (少数第7位切り捨て6位止め)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">変更積算工事価格</td> <td style="padding: 0 10px;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">請負比率</td> <td style="padding: 0 10px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">変更積算工事価格</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; height: 30px; text-align: right;">円</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; height: 30px; text-align: center;">円</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; height: 30px; text-align: right;">円</td> </tr> </table>								変更積算工事価格	×	請負比率	=	変更積算工事価格	円		円		円
変更積算工事価格	×	請負比率	=	変更積算工事価格															
円		円		円															

特記仕様書（改修工事）

I 工事概要

1. 工事名 R1 葦穂小学校防水改修工事
2. 工事場所 石岡市小屋1054番地
3. 敷地面積
4. 建設工事その他概要（建物名称、構造、階数、建築面積、延べ面積、等）

(1) 工事範囲 ※図示

(2) 建物概要

(全体)

建物名称	管理特別及び普通教室棟		
構造	RC造 一部 造	造 一部 造	造 一部 造
階数	地上3階、塔屋 階	地上 階 地下 階	地上 階 地下 階
建築面積	m ²	m ²	m ²
延べ面積	2602 m ²	m ²	m ²

5. 別途並行工事

- ・
- ・

Ⅱ 建築改修工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、を付けたものを適用する。
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
 - 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成28年版）（以下、「標準仕様書」という。）
 - 建築工事標準詳細図（平成28年版）（以下、「標準詳細図」という。）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書（平成24年版）
- (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。
- (3) 本特記仕様書の表記
- 1) 項目は、番号にのついたものを適用する。
 - 2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。・印のみの場合は適用しない。
◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
◎印と☒印の付いた場合は、共に適用する。
 - 3) 特記事項に記載の [] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 - 4) 特記事項に記載の () 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
1 一般共通事項	1 適用区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 <ul style="list-style-type: none"> 風速 ($V_0 =$ m/s) 地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV ・ 積雪荷重 <ul style="list-style-type: none"> 平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1455 号における区域 別表 ()
	② 環境への配慮	<p style="text-align: right;">[1.4.1]</p> <p>(1) 建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。</p> <p>①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。</p> <p>②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。</p> <p>③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。</p> <p>④①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。</p> <p>(2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。</p> <p>①建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発生建築材料以外の材料</p> <p>②建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p> <p>③建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第三種ホルムアルデヒド発生建築材料</p> <p>④建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p>
	③ 材料の品質等	<p style="text-align: right;">[1.4.2]</p> <p>(1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。</p> <p>(2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。</p> <p>(3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。</p> <p>(4) 本工事に使用する材料のうち、(5) に指定する材料の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。</p> <p>①品質及び性能に関する試験データを整備していること。</p> <p>②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。</p> <p>③安定的な供給が可能であること。</p> <p>④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。</p>

章	項目	特記事項																						
1 一般共通事項	③ 材料の品質等	<p>(5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 無収縮グラウト材、乾式保護材、既製調合モルタル、既製調合目地材、錠前類、クローザ類、自動扉機構、自閉式上吊り引戸機構、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、移動間仕切、トイレブース、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、エポキシ樹脂、ポリマーセメントモルタル、床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、ルーフトレン、吸水調整材、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、可動間仕切、トップライト、鋳鉄製ふた</p> <p>(6) 「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたりサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成29年2月7日閣議決定)」(以下「グリーン購入法基本方針」)により、県が定める「特定調達品目」の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 上記の条件を満たすものが県産材で確保できる場合には、その優先使用に努めるものとする。なお、石岡市産材とは、「石岡市内で生産されたもの、又は加工し製品化されたもの」とする。</p>																						
	4 室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン(学校施設については、パラジクロロベンゼンについても対象とする。)の濃度を測定し、測定結果を監督員に報告すること。</p> <p>採取方法及び測定方法は、厚生労働省が示した室内空気中化学物質の標準的な方法とし、ホルムアルデヒドの測定方法は、ジニトロフェニルヒドラジン(DNPH)誘導体化固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法により、その他の揮発性有機化合物の測定方法は、固相吸着/溶媒抽出法とガスクロマトグラフ/質量分析法の組み合わせにより行い、パッシブ型採取機器により行うこと。</p> <p>測定対象室は、平成15年4月1日通知「官庁営繕部における平成15年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」に準じ、下表の数を標準とする。(指針値は、付記事項の6を参照)</p> <table border="1" data-bbox="531 1182 1476 1256"> <tr> <td>室の床面積 A (㎡)</td> <td>A ≤ 50</td> <td>50 < A ≤ 200</td> <td>200 < A ≤ 500</td> <td>500 < A</td> </tr> <tr> <td>測定箇所数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>室内空気中の化学物質の濃度測定対象室箇所数表</p> <table border="1" data-bbox="531 1290 1331 1435"> <thead> <tr> <th>室名(測定対象室)</th> <th>床面積</th> <th>測定箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>着工前の測定 ・ 行う</p>	室の床面積 A (㎡)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A	測定箇所数	1	2	3	4	室名(測定対象室)	床面積	測定箇所数									
	室の床面積 A (㎡)	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A																			
測定箇所数	1	2	3	4																				
室名(測定対象室)	床面積	測定箇所数																						
5 埋設配管・配線および鉄筋調査	<p>あと施工アンカー工事 8章〈あと施工アンカー〉による</p> <p>コア抜き、はつり工事等 ※既存資料調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 探査機(電磁波レーダー法又は電磁誘導法)による探査 配管・配線等の位置の墨出を行う 範囲 ※図示 ・ 放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」(昭和47年労働省令第41号)等に定めるところによるほか、次による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業員以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 																							

章	項目	特記事項																																																																				
1 一般共通事項	5 埋設配管・配線および鉄筋調査	(5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 撮影枚数 枚 フィルムサイズ コンクリート厚さ cm																																																																				
	6 リサイクルの優先順位	(1)発生抑制の徹底 (2)再使用の徹底 (3)再資源化の徹底 (4)適正処分の徹底 (再資源化に係る作成書類は、付記事項の5を参照)																																																																				
	7 発生材の処理等	・発注者に引渡しを要するもの ※なし ・あり 処理方法 () ・特別管理産業廃棄物 ※なし ・あり 処理方法 () ・現場での再利用を図るもの ※なし ・あり 品目 ()																																																																				
	⑧ 下請負人通知書	建設工事請負契約書に基づく下請負人通知書を、市と請負契約を締結した日から原則として30日以内、その後の下請契約に係るものは、契約締結の日から10日以内に通知するものとする。																																																																				
	⑨ 技能士	(1.5.2)																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事項目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>防水改修工事</td> <td>防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業 ◎ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">外壁改修工事</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>樹脂接着剤注入施工</td> <td>・樹脂接着剤注入工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建具改修工事</td> <td>サッシ施工</td> <td>・ビル用サッシ施工作業</td> </tr> <tr> <td>ガラス施工</td> <td>・ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>自動ドア施工</td> <td>・自動ドア施工作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内装改修工事</td> <td rowspan="4">内装仕上施工</td> <td>・プラスチック系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・カーペット系床仕上げ作業</td> </tr> <tr> <td>・木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築大工</td> <td>・大工工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・壁装作業</td> </tr> <tr> <td>塗装改修工事</td> <td>塗装</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">耐震改修工事</td> <td>鉄筋施</td> <td>・鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>型枠施工</td> <td>・型枠工事作業</td> </tr> <tr> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事</td> <td>ブロック建築</td> <td>・コンクリートブロック工事作業</td> </tr> <tr> <td>ALCパネル施工</td> <td>・ALCパネル工事作業</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>石材施工</td> <td>・石張り作業</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> <td>路面標示施工</td> <td>・溶融ペイントマーカー工事作業 ・加熱ペイントマーカー工事作業</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>造園</td> <td>・造園工事作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根及びとい工事</td> <td>建築板金</td> <td>・内外板金作業</td> </tr> <tr> <td>かわらぶき</td> <td>・かわらぶき作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事項目	技能検定職種	技能検定作業	仮設工事	とび	・とび作業	防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ◎ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業	外壁改修工事	左官	・左官作業	タイル張り	・タイル張り作業	樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業	塗装	・建築塗装作業	建具改修工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業	ガラス施工	・ガラス工事作業	自動ドア施工	・自動ドア施工作業	内装改修工事	内装仕上施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業	・カーペット系床仕上げ作業	・木質系床仕上げ工事作業	・ボード仕上げ工事作業		建築大工	・大工工事作業		表装	・壁装作業	塗装改修工事	塗装	・建築塗装作業	耐震改修工事	鉄筋施	・鉄筋組立て作業	型枠施工	・型枠工事作業	とび	・とび作業	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業	コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	ブロック建築	・コンクリートブロック工事作業	ALCパネル施工	・ALCパネル工事作業	石工事	石材施工	・石張り作業	舗装工事	路面標示施工	・溶融ペイントマーカー工事作業 ・加熱ペイントマーカー工事作業	植栽工事	造園	・造園工事作業	屋根及びとい工事	建築板金	・内外板金作業	かわらぶき	・かわらぶき作業
	工事項目	技能検定職種	技能検定作業																																																																			
	仮設工事	とび	・とび作業																																																																			
	防水改修工事	防水施工	・アスファルト防水工事作業 ◎ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水工事作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業																																																																			
	外壁改修工事	左官	・左官作業																																																																			
タイル張り		・タイル張り作業																																																																				
樹脂接着剤注入施工		・樹脂接着剤注入工事作業																																																																				
塗装		・建築塗装作業																																																																				
建具改修工事	サッシ施工	・ビル用サッシ施工作業																																																																				
	ガラス施工	・ガラス工事作業																																																																				
	自動ドア施工	・自動ドア施工作業																																																																				
内装改修工事	内装仕上施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業																																																																				
		・カーペット系床仕上げ作業																																																																				
		・木質系床仕上げ工事作業																																																																				
・ボード仕上げ工事作業																																																																						
	建築大工	・大工工事作業																																																																				
	表装	・壁装作業																																																																				
塗装改修工事	塗装	・建築塗装作業																																																																				
耐震改修工事	鉄筋施	・鉄筋組立て作業																																																																				
	型枠施工	・型枠工事作業																																																																				
	とび	・とび作業																																																																				
	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業																																																																				
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	ブロック建築	・コンクリートブロック工事作業																																																																				
	ALCパネル施工	・ALCパネル工事作業																																																																				
石工事	石材施工	・石張り作業																																																																				
舗装工事	路面標示施工	・溶融ペイントマーカー工事作業 ・加熱ペイントマーカー工事作業																																																																				
植栽工事	造園	・造園工事作業																																																																				
屋根及びとい工事	建築板金	・内外板金作業																																																																				
	かわらぶき	・かわらぶき作業																																																																				

章	項目	特記事項																				
1 一般共通事項	⑩ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。																				
	⑪ 既存部分との取合い	工事中に取合部その他本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は、原型に復する。																				
	12 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。																				
	⑬ 完成図等	(1.7.1~1.7.3) (表 1.7.1) ※完成図 ※作成する ・作成しない 提出するもの ・原図 ・製本 部 ※CAD データ (JWW 形式) ◎白図 サイズ ・A1 ・A2 ・A3 ◎A4 ファイル綴じ ・CD-R 完成図 (JWW 形式), 完成写真 (JPEG 形式) を収録したもの ・維持保全に関する資料 (部数 ※1部)																				
	14 引渡物	※鍵は1カ所につき、3個を1組とし、プラスチック札に室名を記入して提出する。 ※マスター鍵は、1組3個とし、木製及び金属製建具共通とする。 ※スチール製キーボックス																				
	⑮ 提出書類	※写真 <table border="1" data-bbox="539 779 1460 922"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>内容</th> <th>枚数</th> <th>部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※</td> <td>工事写真</td> <td>適宜</td> <td>1</td> <td>A4版</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>完成写真 (支払用: 着工前・完成後)</td> <td>各2枚以上</td> <td>1</td> <td>A4版</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>完成写真 (・データ共)</td> <td>適宜</td> <td>2</td> <td>アルバム(キャビネ)</td> </tr> </tbody> </table> アルバムは黒表紙金文字入りでサイズはH320 X W300程度とする 完成写真 (アルバム) の撮影業者 ※監督員の承諾する撮影業者 (ただし、建築完成写真撮影実績のある業者とする) ◎規格品証明書 (原品証明書, 同等品試験証明書, 試験成績書等) ・ガス圧接作業員技量資格証明書 (写し) ・ガス圧接試験報告書 ・コンクリート強度試験報告書 ・溶接工技量証明書 (表・裏とも写し) ◎防水保証書 (3-5. 6. 7. 8は10年) ・コンクリート配合計画書 ◎工事実績情報の登録内容確認書の写し ※火災保険等に加入したことを証明できる書類 ・建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書の写し ※施工体制台帳の写し ※施工体系図の写し ◎産業廃棄物処理関係書類 (産業廃棄物運搬委託契約書及び許可書の写し, 産業廃棄物処理委託契約書及び許可書の写し等) ◎産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の写し ・内装材 (下地を含む) に VOC 材料を使用した場合は, 安全データシート (SDS) 及びホルムアルデヒド, トルエン, キシレン, エチルベンゼン, スチレン, 有機リン系の含有率のデータシート ・室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定報告書 ※建設副産物実態調査に関するデータ保存 CD 及び出力調査票 ※その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数	適用	内容	枚数	部数	備考	※	工事写真	適宜	1	A4版	※	完成写真 (支払用: 着工前・完成後)	各2枚以上	1	A4版	・	完成写真 (・データ共)	適宜	2	アルバム(キャビネ)
	適用	内容	枚数	部数	備考																	
	※	工事写真	適宜	1	A4版																	
	※	完成写真 (支払用: 着工前・完成後)	各2枚以上	1	A4版																	
	・	完成写真 (・データ共)	適宜	2	アルバム(キャビネ)																	
16 埋蔵文化財	※文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地内 ・掘削作業に際しては、工事立会、試掘確認調査等を要する。施工にあたっては、あらかじめ、工事日程、掘削範囲図及び掘削断面図等を作成の上、監督員、施設管理担当、石岡市教育委員会文化振興課担当と協議を行うこと。 ・掘削作業に際しては、慎重に施工のこと。施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。																					
⑰ 設計図書の優先順位	(1) 質疑回答書 (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 標準仕様書及び改修標準仕様書																					

章	項目	特記事項
仮設工事	① 足場	<p>[2.2.1]</p> <p>・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>・内部足場 ・設置する (※脚立, 足場板等 ()) ・設置しない ◎外部足場 ◎設置する ・設置しない ◎防護シート ◎設置する ・設置しない</p> <p>材料, 撤去材等の運搬方法 [表2.2.1]</p> <p>種別 (・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種) C種: 利用可能なエレベーター () D種: 利用可能な階段 ()</p>
	② 既存部分の養生	<p>[2.3.1]</p> <p>1) 養生の方法等</p> <p>・既存部分 養生の方法 (※ビニルシート, 合板等 ()) ・既存家具, 既存設備等 養生の方法 (※ビニルシート等 ()) ・既存ブラインド, カーテン等 養生の方法 (・ビニルシート等 ()) 保管場所 (・図示 ())</p> <p>・備品, 机, ロッカー等の移動 (・図示 ())</p> <p>2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また, 万一損傷等を与えた場合は, 受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。</p>
	3 監督員事務所	<p>[2.4.1]</p> <p>※設ける 規模: m²程度 仕上げの程度: 程度 備え付ける備品: ・机 脚 ・椅子 脚 ・ロッカー 台 ・書棚 台 ・ホワイトボード ・製図板 ・掛時計 ・寒暖計 ・ゴム長靴 ・雨合羽 ・保護帽 ・懐中電灯 ・安全帯 ・受託者加入電話の子機 ・暖冷房機 ・消火器 ・湯沸器 ・掃除具 ・その他 () ・設けない</p>
	④ 工事用水	<p>構内既存の施設 ・なし ※あり (◎利用出来る (無償) ※利用できない)</p>
	⑤ 工事用電力	<p>構内既存の施設 ・なし ※あり (◎利用できる (既存設備部、無償) ※利用できない)</p>

6 仮設間仕切り

[2.3.2] [表2.3.1]

1) 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ・ 図示 ・

2) 仮設間仕切りの種別と材質等

種別	下地	仕上げ (厚さ mm)	塗装	充填材
・ A 種	・ 木	・ せっこうボード (9.5)	・ 無し	※有り
・ B 種	・ 軽量鉄骨	・ 合板 (9.0)	・ 片面	
※C 種	単管	防炎シート		

充てん材：グラスウール 32K (厚：50mm 以上)

3) 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	充填材
※製	※合板張り程度	・ 無し	※有り
・	・	・ 片面	・ 無し

充てん材：グラスウール 32K (厚：50mm 以上)

章	項 目	特 記 事 項
2 仮設工事	① 工事看板	※設置する [2.4.1] 設置の場所 (◎正門付近道路面) 記載事項 (※工事番号 ※工事名称 ※発注者 ※設計者 ※監理者 ※工期 ※施工者) 大きさ (※H900mm×W1800mm 程度合板下地に掲示 ・) ・ 設置しない

章	項目	特記事項																							
3	① 施工数量調査	[1.5.2] [1.5.3] 調査範囲 ・図示の範囲 ・ 調査方法 ・図示 ・ 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ・図示 ・ 調査報告書 提出部数 ・2部 ◎1部																							
	② 降雨等に対する養生方法（とい共）	[3.1.3] ※改修標準仕様書 3.1.3(e) (1)～(3)による ・																							
	③ 既存防水の処理	[3.2.3] [3.2.4] [3.2.6] 既存保護層の撤去 ・行う（範囲 ・図示 ・） ・行わない 既存防水層の撤去 ◎行う（範囲 ・図示 ・） ・行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装撤去 ・行う（・M4AS ・M4ASI ・M4C ・M4DI ・L4X） ・行わない																							
	④ 既存防水層の下地補修	[3.2.6] 既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等 ◎図示 ・ POS 工法及び POSI 工法（機械式固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び措置 ※改修標準仕様書 3.2.6(d) (3) (vii)①～③による ・																							
5	アスファルト防水	[3.3.2～3.3.5] 屋根保護防水 防水層の種別																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>断熱材</th> <th>絶縁用シート</th> <th>立上り部の保護</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・P2A</td> <td>・A-1 ※A-2 ・A-3</td> <td></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td rowspan="2">※ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm 以上 ・</td> <td rowspan="4">・乾式保護材 ・コンクリート押え ・れんが押え</td> </tr> <tr> <td>・PIB</td> <td>・B-1 ※B-2 ・B-3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・P2AI</td> <td>・AI-1 ※AI-2 ・AI-3</td> <td></td> <td>(材質) ※JIS A 9521 による押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種 bA(スキン層付) 又は JIS A 9511 による A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板 3種 b(スキンあり) ・ (厚さ) ・25mm ・</td> <td>※フラットヤーンクロス 70g/m²程度 ・</td> </tr> <tr> <td>・P1BI ・T1BI</td> <td>・BI-1 ※BI-2 ・BI-3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護	・P2A	・A-1 ※A-2 ・A-3		/	※ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm 以上 ・	・乾式保護材 ・コンクリート押え ・れんが押え	・PIB	・B-1 ※B-2 ・B-3		・P2AI	・AI-1 ※AI-2 ・AI-3		(材質) ※JIS A 9521 による押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種 bA(スキン層付) 又は JIS A 9511 による A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板 3種 b(スキンあり) ・ (厚さ) ・25mm ・	※フラットヤーンクロス 70g/m ² 程度 ・	・P1BI ・T1BI	・BI-1 ※BI-2 ・BI-3	
工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護																				
・P2A	・A-1 ※A-2 ・A-3		/	※ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm 以上 ・	・乾式保護材 ・コンクリート押え ・れんが押え																				
・PIB	・B-1 ※B-2 ・B-3																								
・P2AI	・AI-1 ※AI-2 ・AI-3		(材質) ※JIS A 9521 による押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種 bA(スキン層付) 又は JIS A 9511 による A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板 3種 b(スキンあり) ・ (厚さ) ・25mm ・	※フラットヤーンクロス 70g/m ² 程度 ・																					
・P1BI ・T1BI	・BI-1 ※BI-2 ・BI-3																								
		<p>改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書 表 3.3.3 から表 3.3.9 による ・</p> <p>部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書 表 3.3.3 から表 3.3.9 による ・</p> <p>平場の保護コンクリートの厚さ こて仕上げ ※水下 80mm 以上 ・ 床タイル貼り ※水下 60mm 以上 ・</p> <p>・乾式保護材 窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成型しオートクレーブ養生したもの。 金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。</p>																							

章	項目	特記事項																																												
3 防水改修工事	7 合成分子系ルーフィングシート防水	既存防水下地がPC コンクリート部材下地及びALCパネル下地で種別S-C1の場合の目地処理 ・行う（・図示） ・行わない PCコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-F1, SI-F1, S-C1の場合） ・行う（・図示） ・行わない ALCパネル下地の入隅部の増張り（種別S-C1の場合） ・行う（・図示） ・行わない 機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け 建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法																																												
	◎ 塗膜防水	<div style="text-align: right;">[3.6.2] [3.6.3]</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工法</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="2">仕上塗料</th> <th rowspan="2">高日射反射率防水の適用</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◎ POX</td> <td>※X-1 ・X-2 ・</td> <td>平面</td> <td>・ ◎製造所の指定による</td> <td>・ ◎製造所の指定による ◎厚3.0mm</td> <td>※適用する</td> <td>脱気装置 ◎設ける（既存使用） ・設けない 改修用ドリル ◎設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td>◎ L4X</td> <td>・X-1 ※X-2 ・</td> <td>立上り</td> <td>・ ◎製造所の指定による</td> <td>・ ◎製造所の指定による ◎厚3.0mm</td> <td>・適用しない</td> <td>脱気装置 ・設ける ◎設けない</td> </tr> <tr> <td>・P1Y</td> <td>※Y-2 ・</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>保護層 ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td>・P2Y</td> <td>※Y-2 ・</td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>保護層 ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>脱気装置の種類及び設置数量 ※主材料製造所の指定による ・脱気装置の種類 ， 設置数量 個/m²</p>	工法	種別	施工箇所	仕上塗料		高日射反射率防水の適用	備考	種類	使用量	◎ POX	※X-1 ・X-2 ・	平面	・ ◎製造所の指定による	・ ◎製造所の指定による ◎厚3.0mm	※適用する	脱気装置 ◎設ける（既存使用） ・設けない 改修用ドリル ◎設ける ・設けない	◎ L4X	・X-1 ※X-2 ・	立上り	・ ◎製造所の指定による	・ ◎製造所の指定による ◎厚3.0mm	・適用しない	脱気装置 ・設ける ◎設けない	・P1Y	※Y-2 ・		/	/	/	保護層 ・設ける ・設けない	・P2Y	※Y-2 ・		/	/	/	保護層 ・設ける ・設けない				/	/	/	
工法	種別	施工箇所				仕上塗料				高日射反射率防水の適用	備考																																			
			種類	使用量																																										
◎ POX	※X-1 ・X-2 ・	平面	・ ◎製造所の指定による	・ ◎製造所の指定による ◎厚3.0mm	※適用する	脱気装置 ◎設ける（既存使用） ・設けない 改修用ドリル ◎設ける ・設けない																																								
◎ L4X	・X-1 ※X-2 ・	立上り	・ ◎製造所の指定による	・ ◎製造所の指定による ◎厚3.0mm	・適用しない	脱気装置 ・設ける ◎設けない																																								
・P1Y	※Y-2 ・		/	/	/	保護層 ・設ける ・設けない																																								
・P2Y	※Y-2 ・		/	/	/	保護層 ・設ける ・設けない																																								
			/	/	/																																									
	⑨ シーリング	<div style="text-align: right;">[3.7.2] [3.7.3] [3.7.7] [3.7.8]</div> <p>シーリング改修工法の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 <p>ボンドブレーカー張り ・適用する ・適用しない エッジング材張り ・適用する ・適用しない</p> <p>シーリング材の種類、施工箇所 ※下記以外は、改修標準仕様書 表 3.7.1による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施工箇所</th> <th style="width: 50%;">シーリング材の種類（記号）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>シーリング材の目地寸法 ※改修標準仕様書 3.7.3(a) (1)～(3)による ・</p>	施工箇所	シーリング材の種類（記号）																																										
施工箇所	シーリング材の種類（記号）																																													

章	項目	特記事項								
3 防水改修工事	10 とい	<p style="text-align: right;">[3.8.2] [3.8.3]</p> <p>といの材種 ※配管用鋼管 ◎硬質ポリ塩化ビニル管 ルーフドレン ◎塗膜防水改修用</p> <table border="1" data-bbox="518 280 1473 421"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ろく屋根用 (◎縦型 ◎横型)</td> <td>屋上、PH</td> </tr> <tr> <td>・バルコニー用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・バルコニー中継用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 既製のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法 ※図示 鋼管製といの防露巻き ※改修標準仕様書 表 3.8.5 による たてどい受金物の取付け ※図示 ◎@1200 ルーフドレンの取付け ※水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填</p>	種別	施工箇所	・ろく屋根用 (◎縦型 ◎横型)	屋上、PH	・バルコニー用		・バルコニー中継用	
	種別	施工箇所								
・ろく屋根用 (◎縦型 ◎横型)	屋上、PH									
・バルコニー用										
・バルコニー中継用										
11 アルミニウム製笠木	<p style="text-align: right;">[3.9.2] [3.9.3]</p> <p>種類 ・オープン形式 (・押出 250 形 ・押出 300 形 ・押出 350 形) ・板材折曲げ形 (・オープン形式 ・シール形式) 本体幅：() mm 板厚 (※2.0mm ・ mm)</p> <p>表面処理 種別 () 種 皮膜等の種類 (※標準仕様書 表 14.2.1 による) 着色 (・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー)</p> <p>既存笠木等の撤去 ・行う (範囲 ・図示) ・行わない</p> <p>下地補修の工法 ※図示 板材折曲げ形の笠木の取付方法 ※図示</p> <p>笠木の固定金具の工法等 建築基準法に基づき定まる風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法</p>									

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	R1葦穂小学校防水改修工事						
	[種目内訳]						
A	直接工事費		1.0	式			一般 処分費
B	共通費		1.0	式			
	工事価格	A+B					万円未満切捨
	消費税相当額	10%					
	請負に付する額						

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	[科目内訳]						
A	直接工事費						
1	仮設・撤去工事		1.0	式			
2	防水改修工事		1.0	式			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	[細目内訳]						
1	準備・撤去工事						
	墨出し		152.2	m ²			
	養生		152.2	m ²			
	整理清掃・あと片付け		152.2	m ²			
	仮設足場	枠組本足場 仮設足場W=900	73.0	m ²			
	養生シート張り	ネット	73.0	m ²			
	仮設材運搬	枠組本足場	73.0	m ²			
	防水材撤去	シート防水	196.4	m ²			
	ルーフトレイン撤去	スチール	8.0	箇所			
	撤去材処分費	廃プラ	1.2	m ³			
	同上 運搬費	2t車	1.0	台			
	小 計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質・規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	防水改修工事						
	X-1 塗膜防水改修(平面)	ウレタンゴム系 厚3.0 塗装共	152.2	m ²			
	X-2 塗膜防水改修(立ち上がり)	ウレタンゴム系 厚3.0 塗装共	44.2	m ²			
	ルーフトレイン取り付け	塗膜改修用	8.0	ヶ所			
	脱気装置		3.0	ヶ所			
	下地調整		196.4	m ²			
	トラッククレーン		1.0	式			
	小 計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
B	共通費						
	共通仮設費		1.0	式			
	現場経費		1.0	式			
	一般管理費		1.0	式			
	共通費 計						

集計表

名 称		数 量				(員 数)	数 量	合 計
養生							108.87	
							152.20	152.00 m ²
墨出し							108.87	
							152.20	152.00 m ²
整理清掃・あと片付け							108.87	
							152.20	152.00 m ²
既存防水層撤去		108.87		31.31			140.18	
		152.20		44.20			196.40	196.40 m ³
処分費		140.18		0.006			0.84	
		196.40		0.006			1.18	1.20 m ³
運搬	2t	0.00		1.50			0.00	1.00 台
ドレイン撤去	RF	6.00					6.00	
		2.00					2.00	8.00 箇所
ドレイン取付け	RF						6.00	
塗膜改修用								8.00 箇所
荷揚げ用足場	W=900	5.40	×	13.60		1	73.44	73.00 m ²
枠組本足場		3スパン		8段				
養生シート張り	ネット	5.40	×	13.60		1	73.44	73.00 m ²
屋上面積								
ウレタン塗布防水								
平面 (X-1)	3mm	26.80	×	2.30			61.64	
		1.70	×	3.70			6.29	
		17.80	×	2.30			40.94	
							108.87	
		18.20		2.30			41.86	
		0.30		1.10			0.33	
		0.35		3.20			1.12	
							43.31	
	計						152.18	152.20 m ²
立上がり(X-2)	3mm	0.80	×	0.15			0.12	
		2.80	×	0.15			0.42	
		26.80	×	0.15			4.02	
		6.00	×	0.15			0.90	
		16.00	×	0.15			2.40	
		2.00	×	0.25			0.50	
		0.20	×	0.25			0.05	
		1.00	×	0.25			0.25	

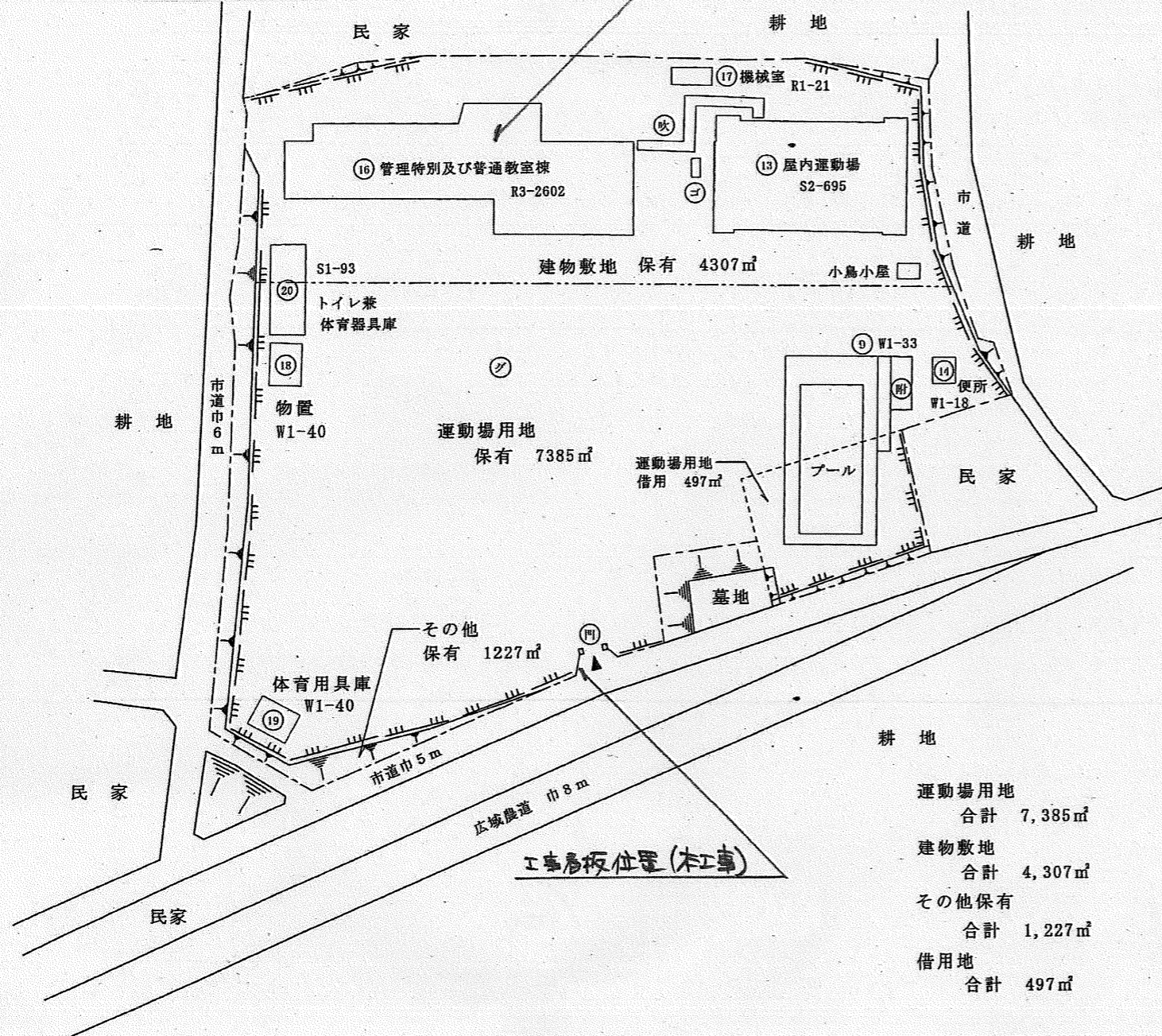
集 計 表

名 称		数 量				(員 数)	数 量	合 計
		1.00	×	0.25			0.25	
		0.20	×	0.25			0.05	
		6.00	×	0.25			1.50	
		23.90	×	0.50			11.95	
		17.80	×	0.50			8.90	
							31.31	
		18.20		0.50			9.10	
		18.90		0.15			2.84	
		2.40		0.15			0.36	
		0.30		0.15			0.05	
		2.10		0.15			0.32	
		0.30		0.15			0.05	
		1.00		0.15			0.15	
							12.87	
	計						44.18	44.20 m ²
脱気装置		2.00					2.00	
		1.00					1.00	
							3.00	3.00 箇所
トラッククレーン		1.00					1.00	1.00 式

R1 葦穂小学校防水改修工事

2019

[本工事建物]



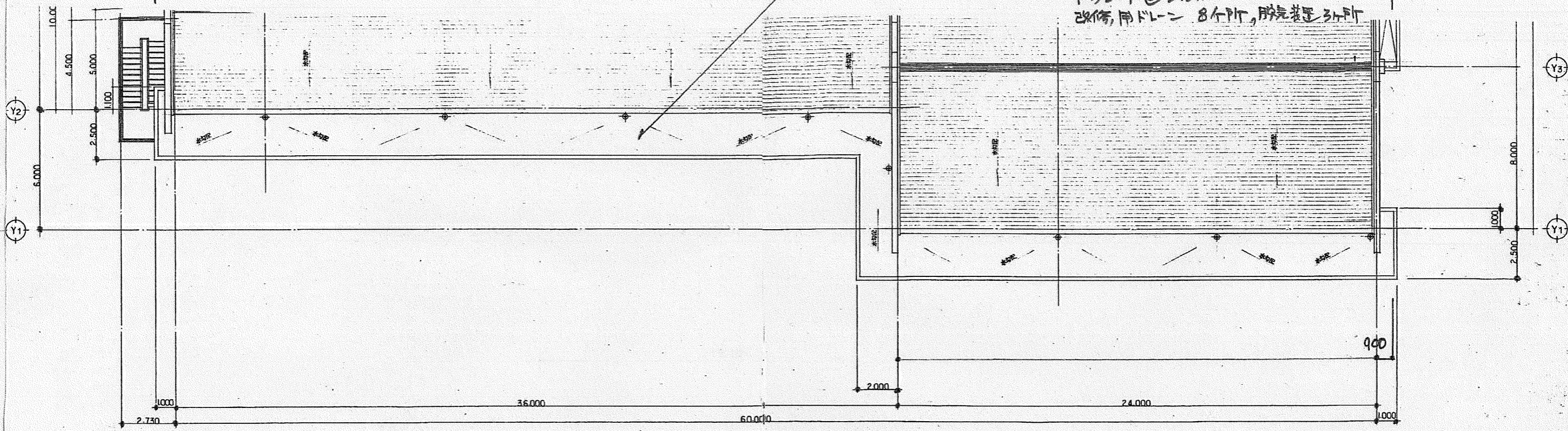
運動場用地	合計	7,385㎡
建物敷地	合計	4,307㎡
その他保有	合計	1,227㎡
借用地	合計	497㎡



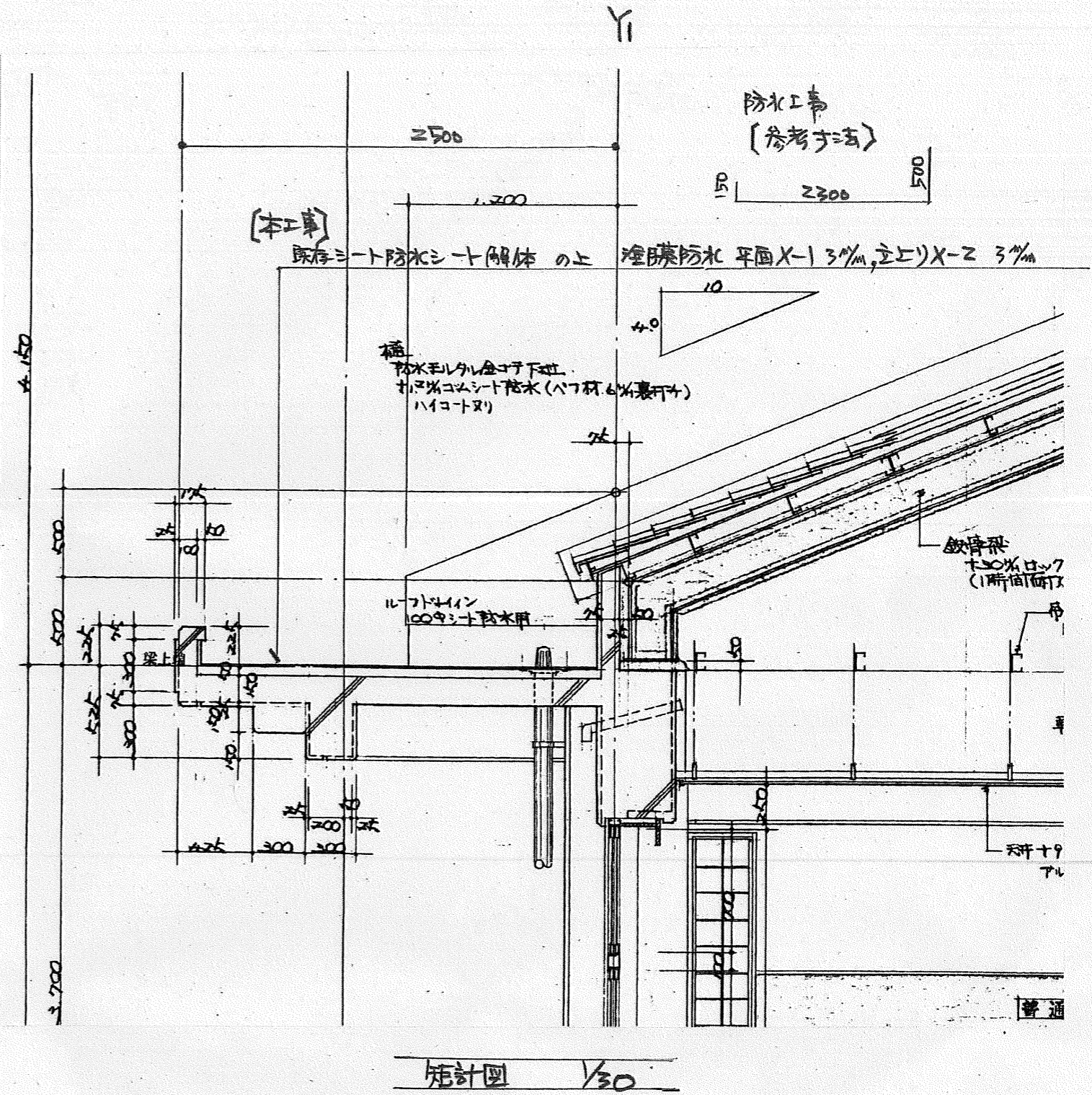
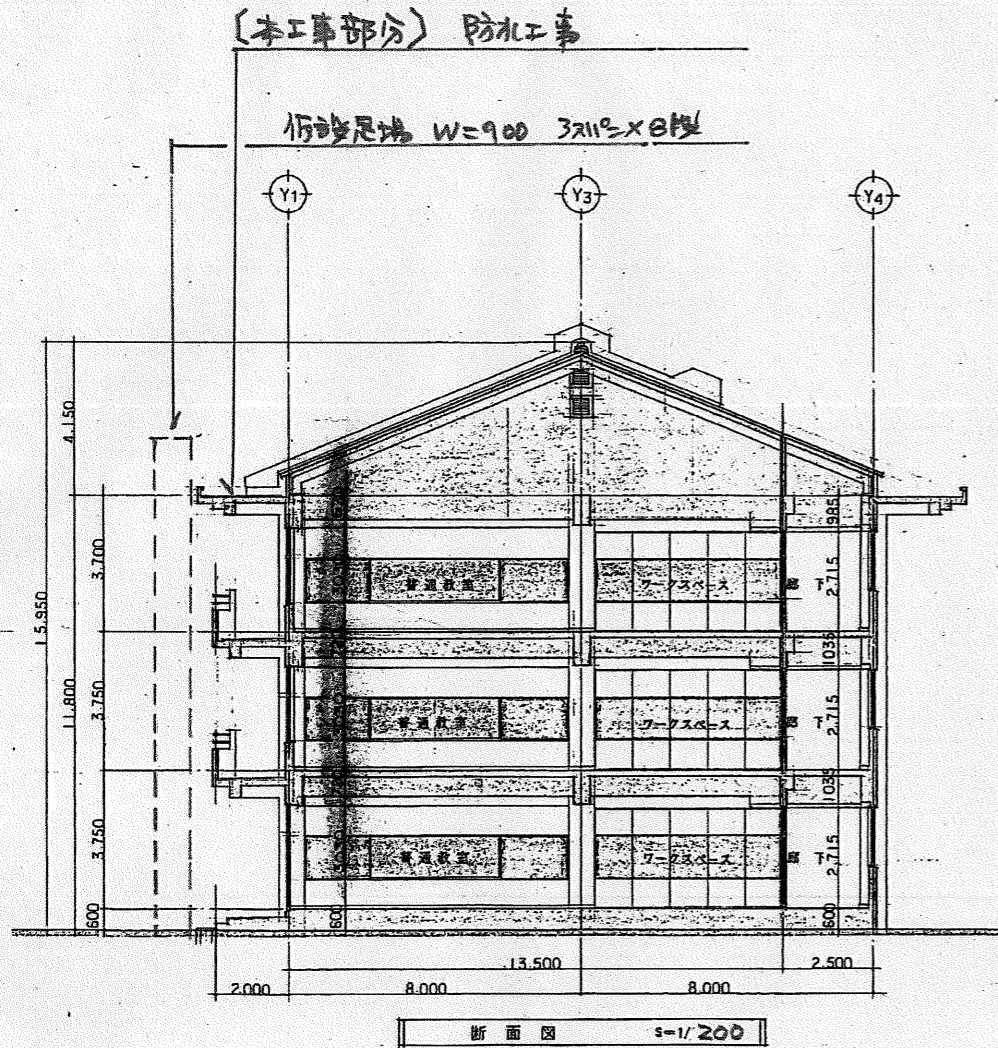
【本工事部分】

既存シート防水解体の上塗膜防水(平面 X-1 3mm、立上り X-2 3mm)

トップコート色シリコン
改修, 用ドレーン 8ヶ所, 片流装置 3ヶ所



屋根平面図 1/200





中央から東方向



西から東方向



クランク部西方向



ドレイン部



クランク部南方向



東側端部